

令和5年度第2回倉敷市廃棄物減量等推進審議会会議録

1 日時 令和5年11月15日(水)午前10時から午後0時10分

2 場所 倉敷市役所 10階大会議室

3 出席者

(1) 委員15人

藤原会長、網中副会長、井上副会長、川東委員、中村委員、百本委員、
田中委員、室山委員、松成委員、有吉委員、大屋委員、井上倫子委員、
高橋委員、衛藤委員、根岸委員

(2) 事務局8人

(3) 欠席者2人

平井委員、竹田委員

記

1 開会

(事務局) 皆様おはようございます。定刻が参りましたので、ただいまより令和5年度第2回倉敷市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。本日の委員の御出席につきましては、17名中、現在14名となっております。あらかじめの竹田委員様と平井委員様からは、御欠席の御連絡をいただいております。この後、衛藤委員様が少し遅れて到着される状況となっております。したがって、半数以上の御出席でありますので、倉敷市廃棄物減量等推進審議会条例第6条第2項の規定によりまして、会議が成立していることを申し上げます。それでは開会にあたりまして、藤原会長より御挨拶をよろしく願いいたします。

2 あいさつ

(会長) 本日は、寒い中お集まりいただきましてありがとうございます。ちょっと前まで暖かかったのが急に寒くなりました。これが気候変動の問題かどうかわかりませんが、体感的にはかなり変動が激しいと思っております。コロナが一段落して、観光の方もだんだん復活してきてですね、たくさんの方が倉敷市にお見えになっていると思うんですけど、そういう点では事業系の廃棄物が増えていくということも考えられます。また、年末に向けて、ごみが増えていくという問題がありまして、行政の皆様には、リサイクルや適切なごみの対応をお願いしたいところでございます。今日はごみというよりは、し尿の方のお話がありまして、これまでし尿の処理手数料というものが、適正かどうかというところが議論されていなかったということで、今回そのお話が議題になるということ聞いております。よろしく願いいたします。それでは会議を進めさせていただきます。

3 委員自己紹介

(松成委員自己紹介)

4 し尿処理手数料について(諮問)

(事務局から会長に諮問書を手交)

5 議事

(1) 倉敷市児島衛生センターの業務について

(事務局) それでは、議事に入らせていただきます。今後の議事進行につきましては、倉敷市廃棄物減量等推進審議会条例第6条第1項の規定によりまして、藤原会長にお願いいたします。藤原会長、よろしくをお願いいたします。

(会長) それでは、議事に先立ちまして、本日の会議の議事録署名承認につきましては、百本委員と川東委員を指名いたしますので、よろしくをお願いいたします。それでは議事に移ります。会議の終了は正午を予定しておりますので、スムーズな議事進行ができますよう、皆様の御協力をお願いいたします。それでは、議事の1、倉敷市児島衛生センターの業務について事務局から説明をお願いします。

(事務局) 説明

(会長) ありがとうございます。ただいまの説明について、御意見、御質問がありましたらお願いします。

(委員) 御説明いただきまして、様々な配慮をされて、お手間が本当にかかっているということがよくわかりました。1点教えていただきたいんですけども、くみ取りから下水に変更するという点については、下水が整備されるかどうかということだけが条件になりますか、それとも御本人の側でも同意ができないと変更できないということがあるかないかを御説明いただければと思います。

(会長) 事務局、お願いします。

(事務局) 下水道の整備につきましては、同じ局の下水道部で計画的に行っているところです。現在の状況を申し上げますと、令和4年3月末現在で、市内で81.8%の人口割合で、下水道の整備が進んでいるところです。この整備計画の中では、人口が密集しているところを中心に整備をしていきながらも、人口がそれほど密集していないところにつきましては、浄化槽の設置などで対応していくということで下水道部の方で計画が立てられていると伺っております。下水道が通っているところでも、御本人様の意思によって接続をしていない世帯もあるんですが、下水道が通ってから3年経って接続してないところにつきましては、くみ取り料金についても少し加算金をつけたりして、下水道への接続の普及が図られるように進めさせていただいているところでございます。そういった世帯につきましても、強制することなく、御本人様の意思も尊重しつつ、できるだけ普及が進むように努めさせていただいております。下水道の整備計画につきましては、計画上は99%ぐらいを目指すという目標はありますが、現状81.8%ということで、今、伸び率についても、大体横ばいから少し右肩上がりの状況です。この傾向については、当面、このままの形になるかなということを担当から伺っておりますので、まだまだし尿の処理というものが続くという感覚を担当でも持っております。

(委員) わかりました。ありがとうございます。

(会長) ありがとうございます。他に御質問はございませんでしょうか。

(委員) 大変な御苦勞の中で、し尿を収集されていることがすぐわかりました。説明の中にあっと思いましたが、長いホースを設置したときに、し尿以外のものが入っていると、ホースがバタバタ動くというふうに言われたんですが、それは、消臭剤であったりとか、それ以外のものであったりとか、どんな感じのものなのかなと思ひまして。センターの浄化槽に入れるときに、除去されるのか、どんな感じなのかなと思ひました。

(会長) 事務局、お願いします。

(事務局) 職員も経験年数を積んでおりますので、そういった異物は吸わないようにしておりますが、ペーパーの間などに挟まっているようなものを吸ってしまうことはあります。タワシがついたこする棒のようなものも入ってしまうことがあります。大体のものはホースの先で吸って持ち上げ、こういったものが落ちていましたと、お家の方にお見せして置いて帰っております。中に入ってしまった小さいものはそのまま出ていき、それから下水処理に向かうんですが、そちらで固形物と液体とを分別するような工程を進んで参ります。

(会長) ありがとうございます。他に御質問はございませんでしょうか。

(委員) すみません、追加で。そういった辺りはやはりお家のひとというか、各個人に注意というか、されていると思うんですけど、もう1回そういった周知をぜひしていただければと思います。私たち自身も気を付けていかないといけないなと改めて思いました。

(会長) ありがとうございます。他に御質問はございませんでしょうか。

(委員) 先ほどの質問に関係することですけれども、下水道が整備されていない地域というのが、現実的にあるということかと思うんですが、実際に生活排水はそういった地域でどのようにされているのかちょっと疑問になったものですから、もしわかるようでしたらその辺教えていただければと思います。

(会長) 事務局、お願いします。

(事務局) 排水の処理の仕方につきまして、まず下水道が一番普及しているんですけども、合併浄化槽と単独浄化槽を設置して、そこで浄化をした上で排水しているという世帯がたくさんあります。そういったものを設置せずに、ためこんでくみ取りをするというのが、このし尿のくみ取りの対象となるもので、主にはそういった処理方法で賄っております。

(委員) 敷地内で浄化したものを、いわゆる河川に流しているということになりますか。

(事務局) はい。敷地内に浄化槽の設備を設けて、これについては設置する補助金などもあります。そこで浄化をしたものを流しているという処理方法になっております。

(会長) ありがとうございます。今の話ですけど、くみ取りをしているお宅については、生活排水はくみ取り槽に入るんですか、それともそのまま河川放流ですか。

(事務局) 基本的には、生活排水は別となっております。

(会長) ということは、処理はしてない。

(事務局) このくみ取りが残っている地域というのが、山の奥の方ですとか、中心部から離れているところではあるんですけども、中には現実としてそのまま排水しているというようなところもございます。そういった現実もありますので、下水道ですとか、合併処理浄化槽への切り換えの促進が、市の施策として図られているような現状があります。

(会長) 今日の説明を見ていますと、浄化槽を設置する場所もないような、そういうお宅がたくさんあって、そういうところが結構写真の中にあっただすよね。そういうところはもう、排水は処理できずに、くみ取りを続けながら、そういう排水は川に垂れ流しみたいな、そうせざるえないところっていうのがあるというふうに考えていいですか。

(事務局) 下水道部の方に状況について確認したんですけども、令和17年度の目標として99%以上を目指すという計画にはしていながらも、やはりそういった地理的な現状ですとか、こういう仕組みの

ものですかを総合的に見ながら計画の方は進めると言われております。物理的になかなか設置ができないようなところについては、やはり処理困難地域かと思っておりますので、そういった意味で言いますと、このくみ取り業務がまだ続くかなということで、くみ取りの担当課の方でも把握をしているところでございます。

(会長) ありがとうございます。あと5ページのところにですね、業務実績の中で収集量が3,592キロリットルで、全市だと1万9,967キロリットルということになっているんですけど、これは児島地区だけの収集量が3,592キロリットルということで、倉敷市は他にもそういう収集地区を持っている、そこで直営もやられているっていうふうに考えていいですか。

(事務局) こちらの収集量につきまして、3,592キロリットルは児島衛生センターだけの令和4年度の実績になりまして、倉敷市が直営でやっておりますのは児島衛生センターだけになります。全市1万9,967キロリットルにつきましては、児島衛生センターと許可業者とを合算した数字になります。児島衛生センターのシェアは約17.9%となっております。

(会長) わかりました。民間の収集業者さんが、児島衛生センター以外のところをとられているという理解でよろしいですか。はい、ありがとうございます。あと一つ、今日のところは非常に苦勞されているところの説明をされたと思うんですけど、ああいった苦勞をされているところは全体の何%ぐらいですか。

(事務局) この写真のような収集困難箇所ですと、一般家庭2,000か所のうち70件から80件ぐらいになります。人員を3人、4人とつけることができれば、もっと楽に撤収までできると思っております。

(会長) はい、ありがとうございます。他に質問はございますでしょうか。

(委員) 先ほどの御説明を聞きまして、日ごろの御苦勞が理解できました。ありがとうございます。私の方からは基本的なことをお尋ねしたいと思います。今回の話を聞いて、実態を初めて知ることができたんですけども、児島地区だけを直営でされているという理由ですけれども、児島地区の下水道といいますか、許可業者があまりいらっしゃらないとか、そういった理由があつて児島地区に限って直営でされているというような話でしょうか。その辺の理由についてお尋ねしたいと思います。

(事務局) 今現在の状況で言いますと、児島地区のみが直営で収集しておりまして、市内の他の地区については17の民間事業者様に許可をとっていただいて、その許可のもと処理を進めていただいております。倉敷市の許可が始まったのは、昭和23年頃が最初と記録が残っておりますが、今の廃棄物処理法が昭和45年に制定されておりますので、その前の前の法律の頃、慣習で有価物として取り扱っていた時代の流れから明治33年頃に汚物清掃法で許可制度みたいなものが改めて決まりました。時系列で見ると、昭和23年は明治33年からすると大分後で、業務の方がすでに始まっていたというのが前提にあります。倉敷市では児島地区、旧児島市については直営で方針を立てて、市の職員が出ていたんですけども、他の地区はそういった流れに基づいて許可を継続していたということが過去の資料から読み取れまして、その流れが現在も続き、許可と直営に分かれていると認識をしております。

(会長) はい、ありがとうございます。他に質問はございますでしょうか。

(委員) 児島地区というのは、倉敷市の様々な地区に比べて、下水道の普及率は低い地域ということになるのでしょうか。それとも、たぶん人口的にはそれほど多くないのでしょうか、どうしてもアップダ

ウンがあると、下水というのは当然高いところが低いところにしか流れないわけですから、そうするとやっぱり普及させる時にいろいろと費用の問題があったりとか、そういうのがあってなかなかそういう地域的なものがあったりとかするのか、その辺ももしわかれば教えていただきたいんですが。

(会長) はい、事務局お願いします。

(事務局) 市内の各地区の下水普及率で申し上げますと、令和4年3月末日現在で、一番高いのは水島地区で93.2%、児島地区はそれに次いで高い91.7%です。一番低いのは真備地区の51.9%で、倉敷の中心地でも78.7%と決して低い普及率ではないんですけども、直営を維持するか、切り替えるかというのが、市のノウハウの継承ですとか、困難地区の地域的な状況ですとか、そういったものを考慮して総合的に検討しようということで、以前から定期的に検討の方は行っておりました、その結果、現状の直営を継続しているような状況になっているところですよ。

(会長) はい、ありがとうございました。実際、災害が起こった時とか、簡易トイレの便槽の処理とか、何かあったときに、し尿処理の部隊っていうのはやっぱりあった方が安全だっていう話もごさいますね。公園とかそういうところの収集もありますしゼロにはならないと思いますが、ただ、浄化槽に変えていくっていうのが方針になっているので、変えられるところは変えていくように指導されているということだと思います。先ほどお話があったように、昔はし尿というと資源だったんですよ。田んぼや畑にまいて作物を育てるっていう。そういう時代からすると、今はすべて処理の方に回っているということになっています。それが法律で、汚物掃除法などのときからごみとして処理するという形に変わってきたという歴史があります。あと、法律上、し尿というのは液状廃棄物として廃棄物処理法で処理されることになっているので、この委員会でも、取り上げられているということになっています。他にございますでしょうか。

(委員) 今浄化槽とお話が出たんですけど、浄化槽とか水洗トイレにする場合は、自己負担でいくらかかるかというか、料金が不明なので、市から補助金が出ることはないんでしょうか。

(事務局) 浄化槽につきましては、新規で合併浄化槽を設置するときには補助金が出ると、担当課が環境政策部の方になるんですけども、そういう制度があるということで伺っております。

(委員) いくら出るんですか。

(事務局) 金額はこれからすぐに確認しますので、後程回答させていただきたいと思います。

(会長) はい、ありがとうございました。

(委員) 児島地域で仮設トイレ、公園等が約1,000か所ということですけども、これは他の地域の割合からいって、多いから直営でしているということですけども、そこら辺の違いはどうなんですか。

(事務局) 仮設トイレのことについてお伝えをさせていただきますが、一つの工事現場につき、一つつけるようになっているようでして、そこに依頼がありましたら行きます。仮設トイレを常時置いているお宅もあります。畑の隅などにトイレがありまして、1年に何回来てくださいといった定期的な依頼があります。そういったもので、延べ1,000か所という数字になっております。公園は少ないですが、そろそろたまったので来てくださいと依頼があれば行くようになっており、延べで1,000か所というふうになります。

(会長) はい、ありがとうございました。

(2) し尿処理手数料の見直しについて

(事務局) 説明

(会長) ありがとうございます。ただいまの説明について、御質問等がありましたらお願いします。

(事務局) 質問に先立ちまして、先ほど委員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。令和5年度の合併処理浄化槽の設置補助金制度についてでございますけれども、まず、対象となるのが下水道事業計画区域以外ですけれども、区域内であっても、当面7年間ぐらいは整備が見込まれない地域にお住まいの方については補助金の対象となっています。また、事業所ではなく、最低でも2分の1以上が住宅として居住の用に供している建物が対象となっています。対象となるのは、新築の場合、くみ取りから合併浄化槽に転換をする場合、単独浄化槽から合併浄化槽に転換する場合があります。合併処理浄化槽を更新するための設置については対象外と伺っております。この補助金の金額についてですけれども、大きさによって上限額が決められておまして、5人槽で36万円、6人槽、7人槽で46万2,000円、8人槽から50人槽が58万5,000円というふうに決められております。この範囲でしたら100%支給されるんですけども、担当課に聞いた話ですと、大体5人槽から7人槽で工事も含めると70万から100万ぐらいが、御自身にかかりますというふうに伺っておりますので、大体その半分ぐらいが補助金で賄われているのかなという感じであります。業者によって工事費が異なるため一概には言えないんですけども、制度としましては上限金額が定められておまして、申請をいただいて検討するという流れで、制度を整理させていただいております。

(会長) ありがとうございます。ただいまの手数料の説明につきまして、質問がありましたらお願いします。

(委員) 手数料の検討に際して、公費負担というところがあるんですけども、この公費負担は現状ではどのような考え方で進められているのか教えていただければと思います。

(会長) はい、事務局よろしくお願いします。

(事務局) 公費負担の考え方も、スライドの6ページにイメージ図で書かせていただいております。考え方としましては、この右側の縦のグラフの中で経費を積み上げまして、必要経費全体を算出した上で、100%受益者負担にするのではなく、その一部について公費で負担をして、残りの部分について手数料としてお支払いいただくという考え方にさせていただいております。現状ですと、倉敷市内で児島地区のみが直営で行っておりまして、この手数料というものは、市が行うサービスに対する費用として条例で定められている金額となっております。他のエリアにつきましては、廃棄物処理法第7条で規定されており、この金額が上限となって料金として徴収していただいているような現状になります。大体市の手数料と横並びでその料金を徴収していただいていると伺っておりますので、把握している限りでは地域による差はないと市の方では考えているところでございます。市が行っているところと業者が行っているところの公費負担の部分がどうなるかということにつきましては、今1リットル当たり1円75銭の補助金を業者様の方に給付をして、その負担分の補填をしているところでございます。この割合については、古くからこの金額で特に変更等はしてはいないんですが、この当時の資料があまり残ってない状況で、考え方についてはあまり明確なところではないんですけども、受益者のところを上げていくのか、補助金の部分を上げるかということにつきましては、下水道や合併浄化槽との負担等との均衡も図りながら、現状では手数料

の方で調整をしていくのが望ましいのかなということで、手数料の改定について概ね5年間隔で審議会の方にかけていただき、御意見をいただいた上で、結論としては平成9年に160円から170円に10円値上げさせていただいているところです。これは18リットル当たりの値上げ金額が10円ということで、それから金額は少しずつ上がっているように見えるんですが、これは消費税の改正に伴う金額変更で、処理手数料の考え方自体は変わってはいないところでございます。この度は、こういったところも含めて、この必要経費を再度、現時点での金額で精査いたしまして、どれぐらい経費がかかるのかを基にして手数料をいくらにするか決めていきたいと思っております。そのときに、補助金についてどうするかということもあるんですけども、今までの考え方でいきますと、この受益者負担のところ、調整するという考え方を継承するかどうかということ、検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(会長) ありがとうございます。

(委員) いくつかあるんですが、18リットル単位でということの何か合理的な理由があるのかなっていうのはちょっと疑問だったので、教えていただければと思います。それから、許可業者へ補助金を支払っている理由なんですけれども、くみ取りをしていただいた方の料金が安くなるのではなくて、許可業者へ支払っているという理由も御説明をいただければなと思います。それから今後のところで、今、ごみ収集とかでは計量器付きパッカー車ですとか、そういったのも一般的になってまして、しっかり正確な数字をお客様に請求するっていうのが、一つのお客さんとの約束というか、そういう形になっているんですけども、そのゲージで18リットル単位でとか、それも切り上げてみたい話が、ゆくゆくは何か、今IoTとか色々言っている時代なんで、もうちょっと正確な数字をはじいてやっていけば、収集される方も適正な料金ということで思っていたのかなと思いました。そのあたり、お願いできればと思います。

(会長) 事務局お願いします。

(事務局) まず18リットルを基準としている理由ですけども、バキュームカーのゲージ目盛りの方が18リットル刻みとなっております、くみ取り業務について冒頭でも申し上げたんですけども、古くから継続している業務ということで、まだまだ計量器付きのパキュームカーというものが普及していない時代から行っておりまして、3つ目の御質問と重複するかもしれないんですけども、本来であれば計量器付きのものを進めていく必要性は担当の方も感じてはいるんですが、市内で車両の数もたくさんありまして、これも業者の方と相談をしながら、順次適正に進めていけたらというふう考えております。18リットルについては、今現在目視による目盛りで切り上げの18リットルごとの料金というところで行っているというところに、この18リットルで料金を刻んでいるという理由を設けさせていただいております。また、補助金を許可業者に対してお支払いしている理由ですけども、このスライドの7ページを見ていただけたらと思うんですが、本来であれば事業者の皆様も、この右のグラフの全体の経費というものが処理のコストとしてかかっているものです。市が設定する手数料というのは、この料金と書いてあるところと基本的にはイコールになるという認識を持っております。残りの下にあります補助金という部分についての取り扱いについては、市から事業者の方に直接支給することによって、この経費全体のコストを赤字になることなく賄えるようにするという考え方のもと、一般経費部分も含めて徴収していただくことになると、今度は市の直営の手数料を上げることに繋がりますので、その兼ね合いで、料金については手数料を上限として、

業者の方に直接徴収していただきながらも、残りの部分については、市の方から事業者様へ補助金として支給させていただくという仕組みで運用させていただいているところでございます。

(会長) はい、ありがとうございます。私からも聞きたいんですけど、児島以外の民間が収集しているところは、し尿処理を委託する市民の方から業者を選べるんですか。収集業者を選べるのが、もうその区画ではこの業者しかないっていうふうなんでしょうか。

(事務局) 今現在の状況としましては、市内 17 の事業者様にし尿の収集運搬業の許可を出しています。この許可については、エリアを指定して出しておりますので、基本的には利用者の方から業者の方を選定しての好きなところをお願いすることはできないような仕組みになっております。

(会長) そうすると、経費のところは業者によってそれぞれまちまちである場合に、その場所によって料金が変わってくる可能性ありますよね。補助金っていうのが、何に合わせて決められるのかちょっとまだよくわからないんですけど、経費がたくさんかかって、その地域の料金が上がるということがあり得るのか。この料金の決め方で一番いいのは、どこの場所でも同じ料金を支払って収集してもらえっていうのが一番いいと思うんですけど、そういう地域によって料金が変わってきてしまうということがあるのかどうか、お聞きしたいんですけど。

(事務局) 料金についてですが、先ほども廃棄物処理法の話をしていただいたんですけども、市の手数料が上限となって、現状そこに横並びで、徴収料金の方が決められていると市の方では認識をしております。補助金については、くみ取りの量に応じてお支払いさせていただいております。これがくみ取りの量によって料金を徴収する部分の穴埋めとしての機能を果たすということで、量によって、業者様ごとに四半期に分けて年に 4 回支給をさせていただいているところです。この上限金額から下げてくるようになると、地域的に料金がバラバラになるのかなという懸念はあるんですけども、そのあたりは業者様の方にも状況を確認しつつ、そういった金額に差がないというような状況で市の方は把握しております。これは市が直接サービスを行うことによる手数料ではないので、市の条例とか電気料金を決められるような性質のものではございませんので、許可制度との関係で事業者様とも連携をして、適正に処理を今後もしていけたらと考えているところでございます。

(会長) なんかその方針のところをもう 1 回見直していただきたいと。どういうポリシーで決めているのかっていうことですね。今のおっしゃった内容によると、料金は市の方でコントロールできないっていうようなことをおっしゃっていましたが、やはり基本は、倉敷市であれば、同じ料金で収集してもらえっていうのが一番いいわけですよね。それに近づくにはどうすればいいかということ、ちょっと根本から検討し直していただいた方がいいのかなと。その上でどうしようもないということであれば、それを議論にかけて、我々の方で議論するというふうにするのがいいのではないかと思います。

(委員) 検討するにあたって、その人件費、これは単価とかの人数になると思うんですけども、それがどういう設計なのか、許可業者と全然違うとおかしいっていう話になってくると思います。それから車両の台数と減価償却の年数。減価償却は終わったけど、車が動いているとかですね、往々にしてそういうのが実際の話なんですけど、20 年動くとして、減価償却の方を安く設定するっていうのも、やり方としてありなのかなとかですね。手数料の算出にあたって色々細かい検討はしていないと難しいのかなっていうのは感じました。

(会長) はい、ありがとうございます。他に御意見ありますでしょうか。

(委員) 確認になるんですけど、これまでの手数料の価格と、今回資料の方に示されている手数料の算出方法、今お話あったように手数料の細かい設定っていうのはこれからまた検討していかなきゃいけないと思うんですけど、そのあたりの条件設定っていうのは、従来の手数料の金額を設定する内容と今回示されている算出方法で何か互換性があるものなのか、全く違う算出方法で今回検討しようとしているのかというのが1点。それと、現在のし尿手数料の計算資料のところになりますけど、ホースの延長加算金ですとか下水道区域の特別加算金、このあたりの個別具体なところですね。そういったところの取り扱いは、算出方法としてはどのように公平感っていう部分も含めて、取り扱おうとしていらっしゃるのか、市のお考えがあれば教えていただきたいと思います。

(会長) はい、事務局お願いします。

(事務局) 算出方法についてですけども、次回の審議会で、この条件として設定するものと、料金の案のところまで、これから精査をしてお示した上でその内容について御審議いただけたらと考えているところでございます。その際に、前回の値上げをしたのが、平成8年度の審議会に諮って平成9年4月1日から値上げをしておりますので、そのときの条件を踏まえて、より合理的にした方が現在の状況に合っているような場合につきましては、その条件についても、ある程度検討した上で、現在の状況に合う形で積算をしてみようかと考えているところです。その中に人件費の高騰ですとか、燃料代の高騰等もあるんですけども、短期で上がり下がりするようなものをどうするかということも含めて、今後この手数料を設定するときはこの原価の部分をきちんと考えた上で、住民の方にどれだけ負担していただくかということを見ながら、御審議をしていただけたらというふうに考えています。その際に、従量制の料金とホース加算金、下水道区域の特別加算金等もあるんですけども、このコストについてもどうなのかっていうところも、もう一度状況確認をいたしまして、これを変えていくかどうかということも含めて、御説明をさせていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

(会長) はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。

(委員) サービスの減少がなければそれでいいと思うんですけども、財政等が厳しいんでしたらそういった部分で手数料を上げたいと。逆に、サービス減少しないためということでは必要なんだろうけれども、他の同じレベルの自治体と比べてどうなのか。我々はいつも倉敷市ではと言うんですけども、やはりある程度違いを見せていただいた方が、私たちの話し合いでも、考えていく一つの糧にはなると思いますので、それでどこまでできるか、市の意向はどうかということ、筋が通っていればやればいいと思うんですけども、そういうところがちょっとわからないところがあります。

(会長) はい、ありがとうございました。事務局お願いします。

(事務局) 現状を申し上げますと、岡山県内で15市あるんですけども、その中で料金の設定の仕方が毎月の定額制にしているところですか、量に応じて徴収するところですか、併用しているところですか色々あるんですけども、従量制に換算して値段を比べてみたところ、今、倉敷市は県内で4番目に位置する料金の設定金額で、岡山市、真庭市、井原市、倉敷市、このような順番になっているところ。この中で、大体の料金としては、岡山市が倉敷市より高めで230円ぐらいが出てくるという試算があるんですけども、このあたりも岡山市の状況等を聞いたりしながら、精査していけたらと思います。その中で、前提としてサービスの低下は、今行うつもりはございません。今、大体市内で6,400人ぐらいを市の直営で回らせていただいています。これは人口の割合で言うと、

倉敷市全人口の1.3%ぐらいなんですけど、今回はその方に係る料金だということと、他のサービスを利用されている方との料金の違いですとか、そういった要素も含めながら、どこまで受益者負担の部分を取れるかという考え方にはなるかと思えます。そういった全体的なところを見ながら、あり方について少し検討させていただけたらと考えております。今、税収がコロナで下がったり、コロナ明けから上がったりということで、波があるという状況も把握しておりますけれども、このし尿のくみ取りの業務につきましては、人口が減ったからここでやめますということができない業務で、廃棄物処理法によって適正に処理をしなければならない市の自治事務となっておりますので、その辺も踏まえて安定的に業務が行えるように考えていけたらと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(会長) はい、ありがとうございます。他にございますでしょうか。

(委員) 市民負担の料金のところで、5ページの例で書いていただいているんですが、ここは割り切れる数字でわかりやすいようにしていただいていると思うんですが、大体1世帯何人あたりの想定料金になっているんでしょうか。大体1世帯あたりか、人口あたりかでどのぐらいの負担に現状なっているのか、参考に教えていただければと思います。

(会長) 事務局お願いします。

(事務局) 今、想定をわかりやすく説明するために、くみ取った量を126リットルということで計算させていただいております。国の統計から割り戻したら、大体1.5人ぐらいが1か月使ったぐらいの量になります。計算上ですので参考程度にさせていただきたいんですけども、今国勢調査で出ている数字も、倉敷市の世帯の平均人員が大体2人ぐらいと出ておりますので、このあたりも含めて、現状に合った形で、1世帯でどれぐらい負担があるのかということも説明できたらと思います。目安として1世帯1.5人ぐらいの排出量から計算したら、大体月当たりでこれぐらいというものを基にして、負担が1,870円になるというぐらいの感覚で受けていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

(会長) はい。倉敷市の世帯人員の平均は2人とおっしゃいましたけど、ちょっと聞き間違いかな。2人ってことはないですね。事務局お願いします。

(事務局) 国勢調査の結果から単純に人口世帯数で割ると、大体2.2人ぐらいの数になっております。数の目安ぐらいでとらえておいていただきたいんですけども、今回は量が大体126リットルぐらいということで、これぐらいをくみ取ったらという目安としてお聞きいただけたら助かります。

(会長) はい。ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(委員) 現状の平均はわかりませんか。現状の量と算出料金。1人当たりとか。

(事務局) 今、直営で、個々に集計しているデータがございますので、すみませんが、次回の審議会の中で、大体1世帯どれぐらい負担しているのかという辺りを目安としてお示しさせていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

(会長) はい。よろしいでしょうか。

(副会長) 色々お話を聞いていまして、児島だけがなぜ直営なのかについてということについても、よくわかりました。もともと一般廃棄物っていうのは廃掃法で市町村の責務ということで、市場原理にはなじまないだろうと。さっきお話がありましたけど、エリアを決めて許可業者による競争がないというのでさだろうと。児島が直営を残すのは一つ危機管理の部分もあるんだなっていうことは聞いて

てわかりました。一つですね、違和感があるというのが、6ページのイメージ図なんですけども、必要経費の部分が管理費、車両関係費、物件費、人件費ですね。直営の分なんですけども、人件費については全部税金で出ているんですよ。その公費負担の部分が人件費全体のこれでいうと6割ぐらいな雰囲気になっていますけども、直営で考えたときには、上の三つだけで担ってない理由は何なのかなってところが知りたくてですね。

(会長) 事務局お願いします。

(事務局) この必要経費に人件費が含まれている理由でよろしかったでしょうか。

(副会長) ではなくてですね、左側の下に、公費負担っていうのがありますよね。その公費負担と全体の必要経費の間が手数料になっていますよね。この公費負担は、直営の場合、人件費はすべて公費負担だと思うんですけども、これが上の三つのところになっていない理由を知りたいと思います。

(事務局) この棒の高さについてはイメージで書かせていただいております、次回に実際の金額を検討したものでお示しさせていただこうと思っているんですけども、公務につきましても人件費は大きなボリュームを占めているところです。そこに従事する職員の給与を直接それにあてるのか、今までは国が示す廃棄物処理に関わる従業員の統計結果等を使ってはきたんですが、そういうものも当然民間で行う場合の経費として上がってきますので、従来から手数料算定するときには経費として計上させていただいていた項目となります。実際にそこに専属で従事する職員につきましてもは経費として上げさせていただきながら、車両ですとか、物品ですとか、そういったあくまで収集に係る経費について抜き出して計上させていただこうと考えています。そのかかる経費がどれだけかあるのかということ、くみ取りに係る1回についての料金を算定した上で、いくらいただくのが適正かということを考えていきたいと考えております。

(副会長) 実務的にはそうかもしれないですけど、考え方がよくわからなくてですね。人件費はすべて公費負担なんですよ。

(事務局) このイメージではあるんですけども、人件費の部分につきましても費用対効果と受益者負担ということで、一部手数料の中に入れていただくという考え方を従来からとらせていただいております。このグラフで言いますと、公費負担が人件費の6割ぐらいにはなっているんですが、それほど高さはあまり正確に示せていません。大変申し訳ないんですけども、ここについては次回のところで、具体的な数字を持って、これぐらい収集に従事する職員に対してコストがかかりますというのも含めて、人件費を丸々公費負担とするのか、全体の中で公費負担の割合と住民負担の割合を考えていくかという辺りで、この高さがどうなるかというものが決まってくるかと思っておりますので、次回にお示しできたらと考えております。

(副会長) 何回もしつこくてすみません。高さの問題ではなくてですね、僕は言いたいのは、管理費と車両関係費と物件費だけで、手数料を出したら駄目なんですかっていうことを言いたいです。

(事務局) その条件設定のところで、そういう考え方も一つあるのかなというふうには感じますので、そこも含めて考えられたらと思うんですけども、現状、今まで手数料の算定をするときには、他の事業系の焼却に関するものもそうですけども、市の職員であったり、委託に出しているケースもありますが、そこで従事する方に支払う人件費についても、やはり経費として実際にかかっている税金でお支払いしているものです。その部分をすべて公費負担として賄うのか、その部分も含めて手数料の中に一部お支払いいただくかという辺りを、次回そのあたりも含めて、御検討いただ

けたらと思います。

(会長) はい、ありがとうございます。廃棄物にかかわらず、そういう受益者負担っていうのがあると思うんですけど、そういう時の計算も人件費をどうしているのかっていうことが、気になるというか参考になるのかなというふうに思うんですけど。はい。市としてそういう方針で、料金というものはあく関係でですね、人件費は入れているっていう、そういう考え方があると思いますし、一方、職員がみんな公費でやっているんだっていう考え方もあるので、そこら辺を整理してですね、次回示していただけたらと思います。

(事務局) はい。次回、その辺りをもう少しわかりやすく整理させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

(会長) はい、よろしいでしょうか。はい、委員をお願いします。

(委員) 私は高松市に実家がありまして、し尿処理料金がこのたび上がりまして、高松市は会社ごとに基本料金が600円で、それで18リットルが230円っていう感じで上がったんです。私は月に1週間ぐらいだけ高松に滞在しているので、まとめてお願いするんです。そして、今まではいなかったんですけど、やっぱり配車料金が600円かかるようになりました。だから、もうどこの市町村もやっぱり燃料費その他が大変なので、値上がりするって感じで紙をもらいました。高松市は、市の直営はなくて、ほとんど全部許可業者ばかりなんです。エリアも全部決まっていて、帰ったらそこに電話して、来ていただくようになっているんです。やっぱり田舎ですと、どうしてもそういう生活排水が垂れ流しだし、下水道も多分来ないだろうから、こういうのがすごく大切だなと思いがら聞いておりました。でも、もともとが安いから困るといことがないかなと思っております。以上です。

(会長) はい、どうもありがとうございました。簡単に。

(事務局) 倉敷市の場合が、そのめったに帰らないような使用頻度が低いところについては、回収を2か月ごととか、半年に1回とか、そのように調整させていただきながら、サービスを提供させていただいておりますので、よろしくをお願いします。

(会長) はい、ありがとうございます。それではですね、次に市民への広報啓発ということですが、時間の関係上ですね、次の項目がビデオ見ていただくんですけど、そこに時間をとる必要がありますので、この議論についてはここまでとさせていただきたいと思います。この市民への広報啓発についてですが、昨年度倉敷市が、ごみ分別啓発のために作成されたビデオ、これが25分ぐらいあります。本日はそれを視聴していただきたいと思いますので、準備でき次第、よろしくをお願いします。

(3) 市民への広報・啓発

(事務局) ビデオ放映

(会長) 御視聴ありがとうございます。大変よくできたビデオ映像でございました。時間が過ぎております。もし、一言コメントしたいという方いらっしゃいましたら、お願いします。大丈夫でしょうか。それでは、以上で本日の議事については終了いたしました。マイクを事務局へお返しします。

6 閉会

(事務局) 藤原会長、スムーズな議事進行ありがとうございました。皆様も活発な意見交換をありがとうございました。それでは閉会に当たりまして、環境リサイクル局長の豊田より御挨拶を申し上げます。

(豊田局長) 挨拶

(事務局) それでは、これもちまして本日の審議会を閉会とさせていただきます。御多忙の中、長時間にわたりまして、皆様どうもありがとうございました。

以上のとおり、議事が行われたことに相違ありません。

令和6年 / 月23日

会長

藤原 健史

委員

百本 恵子

委員

川東 正武
